

6. 社会保険による次世代育成支援に関する考察

和田 光平

はじめに

我が国政府は、急速に進行する少子化に歯止めをかけるため、「育児保険」（次世代育成支援事業基金）制度の創設に向けて2003年1月から本格的な検討に入った。その財源としては、年金保険料の一部に加えて、現在、社会保障給付費全体の4%未満に過ぎない3兆円弱の児童・家族関係費をさらに拡大して充てることとし、各市町村を運営主体として一元管理させ、児童手当（現金給付）や保育サービス（現物給付）を利用者（被保険者）が選択的に利用できるようにするもということが当初想定されていた。本来であれば、2004（平成16）年の年金制度改革に合わせて、財源の確保や給付の内容にまで具体的な検討を進め、2006（平成18）年度から育児保険導入を予定していた。

今回の2004年度年金制度改革に際して育児に関連しては、それまで育児休業期間中において子どもが1歳まで年金保険料の支払いを免除されていたものを、3歳まで延長すること、また就業を継続しても勤務時間の短縮に伴い報酬比例部分が少なくなることで年金給付が不利にならないように、育児期間前の標準報酬に応じた保険料が納付されたものとして取り扱い、給付学も算定されるということの2点が改正される予定である。しかし依然として、この育児保険のような社会保険による少子化対策のしっかりととした方向性が定められていないのが現状である。

確かに、政府も「少子化を考える懇談会」や「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」などにおいて本格的な検討を進めてきたが、そのような検討に合わせて、少子化対策としての社会保険の導入に関して、論文や著書¹、法案試案²などさまざまな形で議論が展開されている。しかし、その導入の是非については、専門家の間においても意見の分かれどころであり、また、導入するにしてもその法的、経済学的解釈、あるいは財源や給付方法などを巡って種々の議論が交わされ、その根本的な部分でさえ共通理解が得られていない段階にとどまっている。そこで、本稿では、育児保険を中心として、社会保険による少子化対策が妥当であるか否か、それぞれの論拠を踏まえたうえで、これまでの先行研究や現行制度などを整理して再考察し、最後に若干の私見を述べることで、今後の政策指針の策定に資することを期待するものである。

1. 育児の保険適用可能性について

1.1 保険適用を反対する立場

通常の保険理論によれば、保険とは、ある共通の事故が偶発的に発生するというリスクに暴露されている集団を構成する多くの個人が、それぞれその事故の発生リスクに応じた保険料を負担し、事象が発生したときには、その保険料の集積を財源として、そこからの給付によって、事故による損害を補填す

¹鈴木（2002）

² 当時の小渕首相の政権構想で提案された「児童年金」を具体化した法案試案として、熊代昭彦衆議院議員の「児童年金」試案があるが、この構想は育児保険にかなり近いものである。

るものである。

したがって、保険は偶発的な事故に対して保障するものであり、育児保険の場合、子どもが生まれるということを偶発的な保険事故として認定できるかどうかが決定的な基準となる。ここで言う「偶発的」とは、その事象が発生する可能性は認知しているけれども、それが発生する時期および程度についてまでは予測できず、ましてやその発生の時期や程度を自由に制御できないものである。出産に置き換えるならば、妊娠することも子どもが生まれることも親の意思決定に基づいた行動に由来する事象であって、その時期や程度について予測も制御も十分可能と言える。なにより、保険の存在により、その事故を意図した行動を積極的にとらせるのは、被保険者にモラル・ハザードを起こさせ、出産を意図する者は保険へ積極的に加入し、意図せざる者は保険加入に消極的にさせたり、加入しても脱退しようとするため、その保険を長期的に維持していくことが困難となる。

ここで、さらに保険学の理論的な側面から、育児保険が保険として成立するかどうかを少し詳しく考えてみよう。保険が成立するためには原理的に3つの要件が必要とされる。第一に、保険集団全体における保険料や保険金との収支関係について、被保険者が保険者に支払う保険料総額と、保険者から被保険者が受け取る保険金総額が等しいという「収支相当の原則」、第二に、保険集団が多数の被保険者によって形成され、すべての被保険者に対して、外生的に同じ確率で保険事故が起きる可能性があるという「大数の法則」、第三には、被保険者が支払う保険料は将来受け取るであろう保険金の期待値に等しいという「給付・反対給付均等の原則」である。出産を保険事故としてこれらの要件の適用を考えてみると、まず第一の「収支相当の原則」については、実際の運用に正確な保険技術を用いれば、育児保険についても当てはまる。次に第二の「大数の法則」についても、この場合の確率が、個々人の置かれた環境によって異なるリスクではなく、あくまで受胎可能性や通常の生活環境において共通の条件として持っている確率と解釈されるので、この要件も妥当する。問題は、最後の「給付・反対給付均等の原則」である。これは、被保険者それぞれにとって異なるリスクに応じて、支払わなければならない保険料の額が決められるという原則であるため、例えば、結婚するつもりもなく、もちろん子どもをつくる予定もない者、あるいは、すでに再生産可能年齢を越えている女性にとっては、そのリスクはゼロであるか、またはゼロに非常に近い状態にある。そのため、この「給付・反対給付均等の原則」を厳密に当てはめようとするならば、そのような被保険者は事実上この保険からは排除され、結局、よりリスクの高い者が保険集団に多く残存する可能性が生じる。いわゆる保険の逆選抜現象が発生する。また、「給付・反対給付均等の原則」に反してでも「社会」保険の理念を通して、広く国民全体を被保険者として強制加入させようとした場合には、このようにリスクの非常に低いことを自分自身で認知できる者へ、強い不平等感をもたらすことになるであろう。以上のことから、保険学の観点からは、育児を保険として扱うことは妥当ではないという結論になる。

1.2 保険適用を肯定する立場

これに対する反例としてまず挙げられるのが、1922年に健康保険法によって給付が定められてから現在に至る医療保険による出産関係給付である。これには大きく2種類あり、出産育児一時金と出産手当金である。出産育児一時金とは、分娩に直接要する費用の他、出産前後も要する費用の負担を軽減するために支給されるものであり、各種医療保険（健康保険、船員保険、共済組合等、国民健康保険）によ

って支給金額に若干の違いがあるものの³、いずれかの公的な医療保険に加入していれば、現行制度で1児につき300,000円の支給が法定最低金額として保障されている。さらに出生児数が同時に2人以上の場合にはその数だけ倍加される。また、加入者本人による出産ではなくても、保険加入者の被扶養者として届出されている者が出産した場合には、家族出産出産育児一時金として、出産育児一時金とまったく同じ金額の支給が保障される。次に、出産手当金とは、産前6週間および産後8週間の出産休暇期間に相当する期間において仕事を休んだために給与が支払われない場合に、加入者本人の生活費を保障するものである。やはり、各種医療保険に若干の違いがあるが、1日につき標準報酬日額の60%から65%相当額が支給されるものである⁴。

出産育児一時金にしても、出産手当金にしても、ここで対象となる分娩とは、85日以上の妊娠による分娩であり、生産、死産、流産、早産、人工妊娠中絶の別は問わずに一律に支給される。平成13年度社会保障給付費によると、これら出産育児一時金（および家族出産出産育児一時金）と出産手当金とを合わせた給付費の年間総額は4606億円であり、例えば児童手当給付費の年間総額4062億円とほぼ同額であり、児童・家族関係の社会保障の中でも一定程度の役割を果たしていると言える。⁵しかし、これについて保険として扱うことに現在では特段の反論も出されず、すでに国民的合意ができていると考えることもできる。

同様に、雇用保険法において、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した被保険者へ、育児休業給付として育児休業開始前の賃金の40%相当額が支給される⁶。また給付とは逆に、加入者本人が育児休業を取得するときは、健康保険や厚生年金の保険料支払いのうち、本人負担分と事業所等負担分の両方が免除となるので、これも実質的な給付とみなすこともできる。ここで育児保険を「保険」として適用できるかどうかという点で決定的に重要なことは、ここで前提となる分娩を、保険事故として認定しているということである。これによって、この措置は、保険としての定義を満たしているという解釈に繋がるのである。

1.3 保険原理と扶助原理

これらの事例から分かるように、社会保険が私的保険と根本的に異なる点は、「保険原理」だけではなく、社会保障の一環として広く国民全体の生活を社会全体で助け合うという「扶助原理」をも包摂していることにある。したがって、純粹な意味で保険原理に反する内容が含まれていたとしても、社会相互扶助という目的の達成のためには、国民全体の合意のもとにその社会保険は制度化されるのである。⁷

このような「扶助原理」を包摂した社会保険を育児についても適用するということが育児保険を導入するときの理念となっている。さきほどのように純粹な「保険原理」からだけを考えると、育児は保険として成立し得ないという結論になったが、「扶助原理」からは正当化されるという結論を得ることがで

³ 健康保険、船員保険では1児につき300,000円であり、特に、健康保険は健保法第3条第2項に定める臨時労働者も支給の対象とする。また、共済組合等では1児につき酒酔報酬の1ヶ月分（最低保障300,000円）である。

⁴ 健康保険（健保法第3条第2項対象者も含む）、船員保険では1日につき標準報酬日額の60%相当額であり、共済組合等では、1日につき標準報酬日額の65%相当額である。

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所（2003）

⁶ 船員保険でも同様の措置がとられる。

⁷ 堀（1997）

きるのである。

それでは、社会保険とは、私的保険と比較してどのような点が具体的に異なるのであろうか。社会保険は、民間の私的保険とは異なり営利を目的しているわけではなく、国民全体が連帯して給付を確実するために、原則的に強制加入であるし、収支相当の原則を守るためにも、実際には支払保険料だけではなく租税財源から公費負担が投入されて収支の均衡が図られることが一般的である。また、保険料の設定においても、リスクに応じた保険料の設定ではなく、保険料を一律としたり、所得等に応じた保険料（応能保険料方式）の算定方法が採られたり、さらには現行の年金保険制度のように、保険料の一部を、直接保障を受ける被保険者やその家族だけではなく、第三者である事業主も負担するというように、給付・反対給付均等の原則が当てはまらないことも多い。給付水準が拠出以上となることが多い。このように保険料の設定や財源のあり方にについても民間保険と異なるのは、結局はこれが社会保険であり、そこには、民間保険では想定されていない社会的相互扶助の原理が働いているからである。このように、社会保険への加入ならびに保険料の支払いを通じて、その社会に所属する国民としての義務負担を負うことによって、相互扶助と社会連帯の意識を強める効果がある。育児保険も、この効果によって、「育児の社会化」を図る狙いもあると考えられる。一方で、医療保険であれば疾病、年金保険であれば老齢、そして育児保険であれば出産・育児というように、それぞれに想定されている保険事故が発生した場合には、応分の現物・現金給付が受けられ、その事故による損害を補填することのできる権利を取得できることになるために、保険としてのリスク・プール機能ならびに所得再分配機能も同時に果たされている。

なお、育児保険を保険として認定させるために、前述のような社会扶助原理を包摂するという論拠ではなく、近年の少子化のように全体的な出生行動の結果、引き起こされる年金問題や、各種の人口問題が社会にとっての事故であるために、それを補填するための保険であると主張されることもある。つまり、出産そのものは個人の意思決定に基づいた行動の結果であるために保険事故としてはみなせないかもしれないが、将来の社会の支え手である子どもを出産し、育児をすることを忌避するような状況が、社会にとってのリスクであり、その帰結としての社会経済問題が事故であるとする考え方であるが、これはまだ論理展開が飛躍し過ぎて、論拠に無理があると言わざるを得ない。

2. 育児保険の財源について

この育児保険を運用するにあたって、財源を保険料に依るべきなのか租税に依るべきなのかということは、運営上の実際的な観点と、受益と負担に関する理論的、理念的な観点がある。さらに、社会保険方式にしても、あるいは税方式（社会扶助方式）にしても、さらにそれが分類される。社会保険方式の場合、その財源を既存の公的年金保険料の積立金からとするのか、また介護保険のように新たな積立金を創設するのかということである。また税方式についても、直接税とするのか間接税とするのか、あるいは普通税とするのか目的税とするのかという分類もできよう。

2.1 社会保険方式について

まず、社会保険方式とするか税方式とするかという議論を整理するところから初めたい。税方式と比較して社会保険方式の利点というのは、介護保険制度が創設されたときにも強調されたことであるが、

財源という点からは、給付される側と負担する側を明確に特定するために、被保険者は、給付に見合った応分の負担を自ずと想定できる。したがって租税方式よりは被保険者の合意が得られやすいというのが利点である。また被保険者の明確な権利として、保険料拠出に対する給付を受け取ることができるといふいわゆる「給付の権利性」が強いために、受給の際に、社会福祉を受けるときに特有の気後れや恥かしさは感じさせないということも利点である。短所としては、通常、累進的に徴収する税と異なり、所得の定率あるいは定額で拠出される額が算定されることが多いために、応能原則からは不公平感が生じること、また給付方法もそれぞれ事故の程度に応じた必要度に対する柔軟な対応が見られず、一律定型的になりがちであることなどが挙げられる。社会保険の空洞化の原因となっている、保険料の未加入、未納者割合の増加、あるいは、世代間における受益負担の格差が、不公平感を強めてしまうことも考えられる。

また、社会保険方式のなかでも、既存の年金積立金を財源とするのか、介護保険のように新たな財源を独立して確保するのかという議論では、先に述べたように、出産や育児を忌避する国民が増加することは年金制度そのものを根底から脆弱なものとする致命的なリスクであるとする観点から、子どもをこれからもうける者はもちろん、子どもを産まない者やあるいは産み終えて育児も終了した者でさえ、自身の老後を支えるための年金資金によって、育児支援を給付するための財源としてある程度負担を負つてもよいのではないかという考え方もあり、この立場からは現行の公的年金の積立金からの拠出が主張されている⁸。しかし、これはもちろん社会保険の目的外流用に当たるため、安易に利用することはできない。また、この考え方は、現行の我が国の年金制度が事実上の賦課方式であると言える修正積立方式を採用しており、年金を通じて所得の世代間移転がなされている現状のもとではじめて成立する考え方であって、これが完全に積立方式へ将来移行されると、このような議論は意味の無いものになってしまうと言える。

他には、現行の介護保険制度と同様に、別途保険料を徴収する形をとることによって、「育児の社会化」の意識を国民全体で高めるという効果も期待できる。あるいは、追加的に別の社会保険を創設して実施することが不効率であるならば、現行の介護保険と統合して、介護・育児保険という総合保険として財源を確保してもよいのではないかという意見もある。⁹

2.2 税方式について

一方、税方式の利点としては、社会保険方式とは反対に、たとえ負担をしていなくとも、一定の要件を満たせば受給することができるということ、また給付の必要の度合いあるいは対象に応じて比較的柔軟に対応することができるということである。短所としては、柔軟に対応することの裏返しであるが、受給対象者に対して、所得制限を設けたり、片親であるとか障害者であるといったような家族の状況によって制限を設けているために、受給に独特の恥かしさや汚名感を持たせるとともに、逆に、その制限によって、受給対象者から外された者には不平等感を持たせることになるという点である。また、租税方式がとくに経済界から賛同を得やすい現実的な要因としては、保険方式に通常課せられるような事業

⁸ 山崎（2004）

⁹ 福田（2004）

主負担分を回避できるのではないかという期待からである。また、受益と負担の関係が曖昧になるために、国民一人一人が社会全体を支えようという意識が希薄となる恐れもある。

さらに、普通税と目的税との違いという観点からは、税方式の場合でも、厳密に目的税とすれば、社会保険方式と同様の給付と負担の関係が明確になるので、理論的には変わらないことになる。また、直接税とするか、あるいは例えば消費税のような間接税とするかという議論については、これからさらに深刻となる高齢化に対応するために、消費税によって広く国民全体から負担を求めようという考え方が強まりつつあるが、消費税には売上高の少ない事業者に対する免除制度や簡易納税制度により、いわゆる「益税」問題が生ずるし、滞納も依然として減少しないため、実際には必ずしも国民全体からの負担という形にはなっていないのが現状である。

そもそも現実的には、このように社会保険方式と税方式（社会扶助方式）とを峻別することは不可能に近い。なぜなら、例えば、現行の年金制度にても、基礎年金給付の2分の1が国庫から負担されているように、社会保険料だけで財源を確保することは到底不可能である。ただ、たとえ一部であっても社会保険という方式を財源上残しておくことによって、被保険者の権利意識の根拠は依然として残るという効果は期待できる。さらに、前述のように、社会保険には「保険原理」と「扶助原理」の両方が併存しているという点と、この財源問題とを関連付けて論じれば、扶助原理に基づく基礎年金部分は税方式により、保険原理に基づく報酬比例部分は、保険料方式あるいは民間保険によって運営すべきであると主張する研究者もいる。¹⁰ いずれにしても、それぞれの方式から期待できる効果に応じて、方式を選択することになるのだろう。

2.3 児童手当との比較

税方式によって児童手当を支給することは、育児に従事している家庭に対して補助的な所得保障として一定程度の効果はあるかもしれないが、必ずしもそれらが育児に関連して利用されているかどうかを確認できないため、育児とは関係ないものへ費消される危険もある。また、育児手当の根拠が社会福祉としての所得保障であるために、一般的には所得制限が設定されるために、この点をもっても少子化対策としての効果はあまり期待できない。また、児童手当が育児に従事する者への報奨的なイメージをもたれると、支給対象外世帯にとっては、逆差別や不平等感を感じさせることも懸念される。

これまで、税方式によって徴収された財源をもとに、少子化に対してさまざまな対策が講じられてきているが、それらの多くが奏効しているとは結果的に言えない理由は、その対策のほとんどが、出産後初めて気づくようなものばかりで、結婚時にはもちろん出産するときでさえ事前に知らずに育児期間に入ってしまう親が多いのではないだろうか。これが、社会保険方式によって、目的をはっきりとした形で、保険料の拠出をもとめることによって、その給付方法へ感心を持たせ、国民それぞれへ育児に対する社会参加意識を高めることにつながり、日常生活でも家庭や職場や地域社会などにおいても、子育てをする家族に対する理解が深まることが期待できる。したがって、やはり税方式による対策よりも社会学的な見地から、社会全体の育児力を高めるような方向で、育児保険を活用すべき段階に達していると言えるのではないだろうか。

¹⁰ 小塩（1998）

3. 結論にかえて

3.1 育児の社会化

以上、ここまで整理してきたことを踏まえて、最後に若干の私見を述べたい。我が国は急速に進む高齢化を背景に、要介護者も急増してきた。介護者としてはが、特に娘あるいは息子の嫁というように、同居する特定の家族に介護の負担が集中して強いられてきた。その介護者の負担をできるだけ社会全体で広く分担しようということが介護保険の元々の発想にあり、それが「介護の社会化」である。これについては、制度として認められたように、国民に対して一定の理解は得られたのであろう。確かに、誰しも必ず老いる。また、要介護状態になるリスクがゼロあるいはゼロに限りなく近いと認定できる者もない。したがって、それを「保険」の技術で扱うことについては、前述のように理論的に解釈しても妥当する。しかし、介護の社会化の意義を再考してみれば、要介護者ということは従属的な状態のあるのであって、その多くが高齢者であるが、彼らが介護を受けたとしても、例えば、生産年齢時と同様の経済的貢献を現在あるいは将来にわたって社会に与えるかといえば、現実的にそれは乏しいと言わざるを得ない。そのような要介護者を介護する根拠は、これまで社会を支えてきた者に対する感謝であるとともに、要介護状態という精神的・肉体的弱者を助けるべきという絶対的道徳的善に起因するのである。しかし、このように考えると、その介護を社会化するということは、過去の社会貢献に対する報いや見返りにはなっても、現在や将来に対する社会貢献についてはほとんど効果はもたらされないのであって、社会化の意義としては、介護をしていた特定家族の負担を軽減するということに重点が置かれたと結果的には言えるのであろう。

介護保険と育児保険の決定的な違いは、前者は関係当事者の意図せざる事故を前提としているのに対して、後者は逆に、これから親になる予定の者を中心とした関係当事者による、その多くがむしろ積極的な出産行動に起因する分娩という事象を前提としていることである。したがって、親などの当事者の育児負担を軽減することは社会保険にはならないという意見はその側面だけでみれば妥当なものである。しかし、社会貢献との関連で考えてみれば、これから生まれてくる子ども達は、育児期間を過ぎて生産活動に従事して供給を支え、消費や投資活動によって需要を伸ばし、そしてなにより、現在のように事実上の賦課方式（修正積立方式）を採用している年金制度のもとでは、保険料の拠出の負担者として、将来的に社会全体に貢献することは自明である。したがって、介護保険のように特定家族の負担軽減という意義よりも、むしろ社会貢献という意義に重点を置いた社会化を狙った社会保険として、育児保険を導入することは妥当であると解釈することもできよう。その意味では、子どもをもつという意義について強く社会的合意が得られなければならない。育児保険が制度化されるかどうかの理論的、現実的な臨界点は結局のところここに尽きると思われる。

例えば、世帯員の誰一人として労働に従事しないということは、各世帯、各個人の自由の範囲内であり犯罪とまではみなされないが、社会に所属する者としての責務を果たしていないと言っても一般的には言い過ぎではないであろうし、社会生活を営むさまざまな局面で、世帯員の誰かが現実的に労働に従事していることを前提として、社会システムも構築されている。これと同様に、結婚をして、子どもをもち、そして育てるということを前提とした社会システムを構築する方向へと、具体的に進み出す段階にまでできているのではないかと筆者は考える。

この際、最も注意をしなければならないことは、不妊状態にある者に対して、陰に陽に出産できないことへのプレッシャーや、あるいは汚名や不当な差別の発生する恐れである。そのように社会システムの形成過程においては、現実にそれを完全に払拭できるものではないであろう。しかし、労働を希望していても身体的、精神的に不可能な者達も社会には現に存在していて、そのような者達への対応も含めて現在の社会を形成してきたように、当然、不妊状態である者に対する精神的ケアと社会的認知、そして特別の配慮を並行して対応していくべきである。また、育児を社会保険とした場合に、確かに、不妊状態にあるものにまで保険料という形で負担させることに否定的な意見もある。同様の事例としては、再生産可能年齢を過ぎた女性についても、これから自身の出産する子を対象とした育児保険の給付は受けられないであろう。しかしこれを理由に、育児保険の保険料の拠出者を例えば再生産可能年齢の人口に限定してしまっては、これを社会全体で負担するという社会化の意義はまったく失われることになってしまうので、この意義を一貫させるためにも、保険料の拠出にあたっては、原則としてそのような限定はかけるべきではないと考える。

要するに筆者が少子化対策として最も重点をおくことは、「育児の社会化」である。これを達成するためには、社会保険という形式にも、また育児「保険」という名称にもこだわりはない。すべての前提も、また結論もここに尽きると考えている。したがって、例えば、一般財源に合算しないで必ず別会計として育児目的税という名目で集積した財源を、児童手当や保育サービスの利用に供するのであれば、税方式で運用しても、基本的に賛同できる。結局のところ、国民ひとりひとりの育児意識の高まりを期待したいのである。

3.2 本人償還による奨学金援助について

このように、育児の社会化の具体化された施策のひとつに、今般の年金制度改正に伴って検討された、年金資金を活用した教育資金の貸付制度の拡充ということがあった。少子化の原因の一つに、子育てに費用が多くかかること、特に高等教育への進学率の上昇を背景に、教育費用の高まりが挙げられる。これを軽減するために、公的な機関が教育資金を貸し付けるにあたって、貸し付け対象者による将来の社会貢献を根拠に、その財源を年金積立金に求めるというものである。しかし、これは一部で強く反論されているように、明らかに年金積立金の目的外流用にあたるので現行制度のもとでは理論的にも現実的に不可能である。

しかし、この理念そのものは正当である。親の意識はもちろん、社会全体から集積した財源をもとにした奨学金によって教育を受け、またそれを自分自身が将来的に償還するという条件は、コスト意識からも本人の教育動機を高めるとともに、社会への所属意識、広義には社会性を育むという点においても優れた制度であると考えられる。問題は財源ということになるが、あえて年金積立金から利用することではなく、この目的への利用を明示したうえで、育児保険として保険料を徴収して財源とすればよいのである。

3.3 今後の課題

以上のように、育児保険や本人償還による奨学金制度など、社会保険による少子化対策の理念や実現可能性を中心に考察してきたが、今後は、育児保険の具体的な手続き制度、育児バウチャー・クーポン

券のような現金給付・現物給付の選択的オプションの検討などを我が国において導入する場合の具体的な問題、あるいは可能性について探りたい。これには、先行している海外の状況が参考になるであろう。特に、育児と年金との連動関係が強く、すでに両親保険を導入しているスウェーデン、家族政策の先駆的役割を果たし、家族手当制度における育児の家族的負担を社会的危険と法的に解釈されているフランス¹¹、さらには、育児を社会的労働とみなす理念が発達している北欧諸国などの事例について研究を進めたいと考えている。

参考文献

- 上村政彦 (1997) 『先進諸国の社会保障6 フランス』 東京大学出版会
- 小塩隆士 (1998) 『年金民営化への構想』 日本経済新聞社
- 加藤久和 (未刊) 「少子化と社会保障・社会福祉」 大淵寛・阿藤誠編『少子化の政策学』 原書房
- 厚生省 (1999) 『平成11年版厚生白書』 ぎょうせい
- 厚生労働省 (2003) 『社会連帯による次世代育成支援に向けて』 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2003) 『平成13年度 社会保障給付費』
- 鈴木真理子編 (2002) 『育児保険構想』 簡井書房
- 福田素生 (2004) 「総合福祉保険制度の構想」 『年金と経済』 Vol. 22 No. 5
- 堀勝洋 (1997) 『年金制度の再構築』 東洋経済新報社
- 増田雅暢 (2000) 「社会保障の財源の在り方ー社会保険方式と税方式をめぐってー」 『季刊 社会保障研究』
- 山崎泰彦 (2004) 「次世代育成支援と年金改革」 『年金と経済』 Vol. 22 No. 5

¹¹ 上村 (1997)

第四章 第Ⅰ部研究結果の総括とその政策的含意

第四章 第Ⅰ部研究結果の総括とその政策的含意

大淵 寛

1970 年代半ばに始まる少子化状態は、21 世紀に入っていよいよ深刻の度を強めている。合計特殊出生率の動向を見ても、1.3 の大台を割り込む寸前まで来ており、一向に回復の兆しが見られない。人口の置換水準を相当期間下回るという意味での少子化状態はすでに 30 年を超えようとしており、人口減少は目前に迫っている。

この少子化は従来、女性の未婚化、晩婚化、非婚化の進行を主たる要因としているといわれてきたし、現在でもそのことに変わりはない。ところが、最近はこうした要因、いいかえれば有配偶率の低下に加えて、有配偶出生率の低下が無視できないほどの影響を持ち始めている。後者は近年まで、30 歳以上を中心にむしろ幾分上昇しており、いわば少子化を阻止する方向に作用してきた。これが最近一転してわずかながら低下していることが分かつて、人口学的には極めて重要な意味を持つものとして注目されている。それは出生率水準を一段と押し下げる要因となり、少子化の回復を一層困難にするからである。われわれが少子化の新局面と呼ぶ所以であるが、本報告書はこの新たな展開を受けて、最終的には少子化の是正に対してどのような政策的対応をとるべきかという問題に、多面的に接近した結果である。

第一章「少子化の人口過程に関する研究」は主に少子化の形式人口学的研究であり、3 つの論稿を含んでいる。最初の「女性初婚過程のコーホート変化に関する研究：晩婚化の過程・要因分解による分析」（金子隆一）は、第 9 回～第 12 回「出生動向基本調査」に依拠しつつ、少子化の主因をなす女性コーホートの晩婚化（平均初婚年齢の上昇）について、初婚過程の各要素（出会い年齢、交際期間）のタイミング変化が果たす役割、および各種社会経済的要因がそのそれに及ぼす影響を定量的に計測している。その結果、晩婚化が緩やかに進む 1944～51 年出生コーホートと晩婚化が進展する 1951～58 年出生コーホートでは、高学歴化や家族意識の変化が晩婚化の半分を説明するが、非婚化が顕在化する 1958～64 年出生コーホートでは、それらの効果が減少していることが分かった。後者は前述の少子化の新局面に対応するものと思われ、政策的対応においてもコーホートにより異なる施策が必要であることを示唆している。

次の「1980 年代以降の妻の就業と出生行動」（岩澤美帆）は、「第 12 回出生動向基本調査」によって 1980 年代以降に結婚した女性の就業行動と出産・育児行動の関連を分析し、子育て環境の時代変化を明らかにしている。それによると、結婚年次が遅いほど、育児休業を取得する妻は増加するが、結婚や出産によって仕事を中断する女性の割合に変化はない。ここに育児休業制度が実効を挙げていない実情が浮かび上がる。また、出産後の就業継続と追加出産を可能にする要素として重要なのは妻方の母親の育児支援であり、1990 年代に増大している非典型労働に従事する女性では、子ども数が少なくなく傾向が目立つことが分かった。こうしたことから、育児休業を取りやすい環境作り、非典型労働と子育て

の両立支援が政策効果を期待できる分野であるといえる。

第三の「離別が出生率に与える影響の生命表形式による分析」(別府志海)は、多相生命表を用いて出生力変化における離婚の影響を分析している。1970年以降、離別率は若年層で上昇する一方、再婚率は低下し、離別状態に留まる期間は長くなっている。そこで、もし離別がまったくないと仮定すれば、2000年の合計特殊出生率は0.1高くなり、再婚率低下の効果は合計特殊出生率を0.05低めるようなものと推計された。また、最近の離婚増加は出生率を低下させているが、その効果は1990~2000年で4倍強に増大している。こうした結果に鑑みて、政策的には子育て支援の対象を有配偶者のみならず、離別者などにも拡大する必要性が指摘されよう。

第二章「少子化過程の経済モデル」は少子化の経済分析であり、論稿は1つである。「少子化対策の効果に関するシミュレーション分析」(加藤久和)がそれであり、結婚・出生に関する小規模な連立方程式モデルを作成し、これによって少子化対策の効果を定量的に計測することを目的としている。はじめに、女性の就業と出産・育児の両立が困難なことから生じる機会費用を推計し、それが少子化対策によって減少すれば、出生力が上昇するであろうとの先駆的な予想を立てる。そして、計量モデルの計測から、保育所整備などの少子化対策が進めば、2010年には合計特殊出生率が現在の1.3レベルに比して20%程度高い1.5ないし1.6まで上昇しうるという結果が得られた。

第三章「少子化の社会経済的諸側面」は5つの論稿からなる。その1「子どものコストと少子化：機会費用の分析Ⅱ」(守泉理恵)では、少子化の主因をなす晩婚化・晩産化の背景にある高い出産・育児の機会費用(逸失所得)に焦点が当てられる。逸失所得は「賃金センサス」の年齢別賃金データから推計されるが、その水準は近年における女子賃金の上昇に伴って高まる一方、個々の女性が取るライフコースによっても大きく異なる。本研究では、出産年齢、雇用形態(正規就業か否か)、育児休業の利用状況、再就職の状況により異なる逸失所得の額が推計され、どのような場合に逸失所得が大きくなるかが明らかにされた。逆にいえば、逸失所得を最小にする政策がもっとも有効な少子化対策ということができる。これを要するに、20代で結婚し、出産すると同時に、それがキャリアを中断することなく継続就業できるような環境作りが肝要であり、そのための雇用環境の整備、税制の改革、広い意味での人口教育を推進することが望まれる。

その2「社会保険による次世代育成支援に関する考察」(和田光平)は、社会保険による次世代育成支援が経済的、法制的、社会的に可能かつ有効なシステムでありうるかを検討している。そのなかで、特に育児保険と本人償還型奨学金の制度化が長期的な少子化対策として有効であることを確認した。出産・育児は個人にとってもリスクを発生させるが、これがマクロ的なリスクとして少子化につながる。これを回避するために育児保険制度を整備して育児の社会化を図り、これを介護保険制度と統合することが有意義であることも示された。また、本人償還型奨学金の財源として年金財政を利用すれば、これも結婚、出産・育児への参加意識を強める効果を有することになり、有効な少子化対策になりうるとの認識が提示された。

その3「専業主婦とは何か：生産性と社会的地位」（永瀬伸子）では、専業主婦が社会的にどのような存在なのかを分析し、公的年金制度などと関連させて晩婚化や少子化の現状を変える道筋を探ろうと試みている。「第11回出生動向基本調査」によって明治末期から1960年代生まれまでの女性の行動を追跡し、夫の職業や学歴、本人の学歴や就業履歴などを分析した結果、専業主婦を生涯続ける生き方が女性のかなりの部分を占めるとともに、その地位が夫の社会的地位を反映している事実にほとんど変化が見られないことが分かる。もちろん、近年高学歴・高賃金の既婚女性も現れているが、それは少数である。こうした事実は、就業と出産・育児の両立支援策が現状ではあまりに貧弱であり、豊かな専業主婦像を覆すに足りる雇用就業継続の道が極めて細く、限られていることを示している。いかえれば、両立支援策の格段の改善がなければ、晩婚化・非婚化・少子化の現状は変わらないということである。

その4「教育する家族と少子化現象（2）一親の教育観の差異化と教育需要一」（新谷由里子）は、少子化要因の一つと目される親の教育費負担に焦点を当て、既婚女性の教育・学歴観と教育需要、出生意識の関連を分析している。まず、親に地位と学歴、本人の地位と学歴の関係について4つの類型を設定し、これを本プロジェクトの一環として実施した「少子化に関する区民調査」（品川区、2002年12月）の調査個票に適用した。その結果をみると、高学歴・高収入のグループは子どもにも高学歴を求め、教育費負担感も強く現れている。これは出生意欲を損なう要因になっていると推測される。他方、学歴の効用を認めないグループでは、教育需要も小さく、教育費の負担感も大きくない。このように、少子化の重要な要因といわれる教育費の負担感にも、階層によってかなり大きな差異が認められ、教育減税や児童手当などの所得補助施策にもきめ細かい目配りが必要なことを示唆している。

その4「同居選択と妻の就業決定に関する研究—どちらの親と同居するのか—」（大石亜希子・小塩隆士）は、「第12回出生動向基本調査」の個票を利用して、夫方と妻方のどちらの親と同居するかで妻の就業行動がどのように異なるかを分析している。就業と同居選択の同時決定関係を考慮した計量モデル分析によると、夫方同居、妻方同居を問わず、同居が妻の就業を促進する効果があり、その効果は前者においてより高い。一方、保育サービスの得やすさは妻の就業率を有意に高めるが、それは同時に夫方同居の確率を高めており、同居と保育は代替関係というよりもむしろ補完関係にあるといえそうである。つまり、現在の保育サービスは保育時間などの点で親のニーズを満たしておらず、祖父母の支援なしには事実上就業と子育ての両立が困難であること、したがって保育サービスの格段の拡充が求められていることを明示している。

以上、本研究から得られた知見は、アプローチが多様であるだけ多岐にわたっているが、すべての研究が現在のいわゆる少子化対策は出生率上昇のためにはまったく不十分であり、ましてや置換水準への回復など望むべくもないことを示している。高齢化対策に匹敵する予算規模をもって抜本的な少子化是正策が展開されることを期待したい。

第Ⅱ部 女性労働と出生力の関係に関する研究

分担研究者 橋 口 美 雄（慶應義塾大学）

研究協力者 阿 部 正 浩（獨協大学）
岸 智 子（南山大学）
北 村 行 伸（一橋大学経済研究所）
小 島 宏（国立社会保障・人口問題研究所）
佐々井 司（国立社会保障・人口問題研究所）
駿 河 輝 和（大阪市立大学）
仙 田 幸 子（獨協大学）

第1章 女性労働と出生率の関係に関する研究

樋口 美雄

1. 本年度の分析実施内容

昨年度、および本年度、実施したヒアリング調査の結果、各自治体の実施している少子化対策の内容や充実の程度にはかなりの差があり、これが少なからず出生率に影響を及ぼしているとの印象を受けた。そこで、本年度の研究では、これを統計データに基づき検証するために、各種の調査をリンクし、少子化対策や合計特殊出生率に関する自治体単位のデータセットを新たに作成し、第1次接近として、作成したデータのクロスタビュレーションを通じ、おおよそいかなることが言えるかについて検討した。なお、本年度作成したデータの詳細な分析は来年度、行う予定である。

2. 少子化対策と就業・出生率に関する自治体単位のデータベースの概要

全国約3400自治体のうち、統計資料の収集が可能であった675市・東京23区について、1998年、2000年、2002年の以下のデータを収集・リンクし、分析用データベースを作成した。対象自治体選定にあたっては、各自治体の少子化対策の情報が必要なため、これが掲載されている日本経済新聞社と新聞社日経産業消費研究所が作成した『全国市区の行政比較（行政改革度・行政サービス度）データ集2002年』のなかで取り上げられている市区を基準として選定した。

①全国市区の行政比較データ 1998年、2000年、2002年

項目：

- ・少子化対策

就学前児童100人当たりの認可保育所定員数、認可保育園保育料、延長保育実施認可保育所数、ゼロ歳児保育所数、小学校に対する学童保育施設の割合、学童保育施設の保育料、乳幼児医療補助

- ・高齢者対策等

介護保険料、高齢者1000人当たり特別養護老人ホーム定員数、高齢者1000人当たり市区デイサービスセンター述べ面積、国民健康保険料、人口1000人当たり病院、診療所病床数

- ・教育

- ・インフラ等

- ・公共料金等

②地域経済データ

項目：

- ・人口関連

年齢5歳階級別人口、世帯・住居の状態別人口、学歴別人口、配偶関係別人口、労働力人口、就業者・在学者、完全失業者、非労働力人口、昼夜間人口、従業地・通学地別人口

- ・経済関連指標

事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額、卸売業、小売業、住宅・地価、居住面積、金融、自動車、個人所得、文化・厚生、民力度・成長力

③人口動態統計

- ・合計特殊出生率

1990年合計特殊出生率（昭和63～平成4年人口動態保健所・市区町村別統計別統計）

1995年合計特殊出生率（平成5～9年人口動態保健所・市区町村別統計）

2000年合計特殊出生率（平成11年～13年人口動態統計および2000年国勢調査）

※ 2000年の合計特殊出生率は、2000年の国勢調査の女子年齢5歳階級別人口（15～49歳）に対する2000年の母の年齢5歳階級別出生数（1999年～2001年の平均値）とした。

3. 少子化対策と女性就業・出生力に与えるその効果分析に関する第1次分析結果の要約

1999年に施行された男女共同参画基本法を契機に、各自治体では関連条例を策定する動きが加速しており、2003年段階で約28%の市町村が条例を施行させている。これと関連して、少子化対策を実施する自治体が急激に増えている。そこで、個別支援ごとに、これを実施している自治体と実施していない自治体とに区分し、女性の労働供給にどのような違いがあるかを検討したが、その結果、次のような点が明らかになった。

1. 出生力の都道府県間格差（第1章・佐々井論文）

出生力を都道府県別に見ると、地域により変化パターンに大きな差が存在する。そこで全国の合計特殊出生率を都道府県別に分解し、その変化寄与度を推計すると、首都圏、および東海各県の寄与率が上昇し、北海道、東北、山陰、四国、九州各県の寄与率の低下が観察される。今後、全国の出生率の動向を占ううえで、地域別情報は不可欠になっていることが示される。

2. 出生力の市町村間格差と社会・経済指標（第2章・北村論文、第3章・岸論文）

さらに分析単位を都道府県から市町村に下ろし出生力を観察してみると、そこには大きな差が見られる。そこでこれらを他の生活関連指標や社会・経済指標と相関させ、その係数を見ると、多くの指標との間に強い相関関係が確認される。

3. 保育所整備と女性労働力率の関係（第4章・阿部論文）

保育所整備と女性労働力率の関係についてみると、幼児人口100人あたり保育所数や幼児人口100人あたり保育所定員数と女性労働力率（年齢計および25-29歳、30-34歳）とは正の相関が見られる。この結果は、保育所整備が進んでいる市で女性の労働力率が高いことを意味している。また、幼児人口100人に対する待機児童数割合と女性労働力率とは負の相関関係が見られ、待機児童割合の高い市町村で女性労働力率は低くなっている。

4. 保育所整備と出生率（出生者数割合、出生率など）の関係（第4章・阿部論文）

保育所整備と合計特殊出生率の関係についてみると、幼児人口100人あたり保育所数や保育所定員数と出生率とは正の相関がある。また幼児人口に占める待機児童数割合と出生率とは負の相関関係が見られ、待機児童割合の高い市町村で出生率は低くなっている。

5. 出生と女性労働力率の関係（第4章・阿部論文）

女性労働力率と合計特殊出生率とは正の相関関係があるが、相関係数はそう大きな値ではない。この結果は、少なくとも女性労働力率が高い地域で出生率が低いわけではないことを示唆する。

6. 保育所整備と地域の成長力との関係（第4章・阿部論文）

幼児人口100人あたり保育所定員数と地域の成長力は負の相関関係があり、また幼児人口に占める待機児童割合は正の相関関係がある。これは、保育所整備が遅れている地域で成長力が高い可能性があることを示している。この背景には成長力が高い地域ほど保育所整備が遅れている可能性があり、保育資源に財源が振り向かれていない可能性がある。

7. 京阪神大都市圏にサンプルを限定したときの育児支援策と婚姻率・出生率（第5章・駿河論文）

習慣等の地域要因をできる限りコントロールしても、各自治体の実施している育児支援策により結婚や出生に違いがあるか、あるいは経済社会要因により差が生じているかを検討するため、大阪市、京都市、神戸市に通勤可能な59の都市を選んで分析を行った。散布図を用いた分析の結果では、婚姻率や出生率と保育所定員比率や保育料との間に明確な直接的関係を見つけることはできず、都道府県単位のデータを用いた場合と、結果は異なっている。

8. 公共施設における託児サービス・子ども部屋増改築支援等と出生率（第6章・小島論文）

参議院事務局第二特別調査室が実施した「都道府県及び市町村における少子化対策の実状と少子化対策についての実態調査」を用い調べたところ、公共施設における託児サービス・子ども部屋増改築支援は合計特殊出生率に正の効果をもつ一方、効率保育所への常勤保育市の手厚い配慮や延長保育・夜間保育の充実は負の効果をもつ傾向が見られる。

9. 育児休業から復職までに直面する諸問題と求められる政策対応（第7章・仙田論文）

第6章までの各章がデータ分析の結果に基づき書かれているのに対し、第7章は共働き世帯8組についてのインタビューの調査結果を取りまとめたものである。出産・育児とともに夫婦間のコンフリクトとその解決方法が調べられ、施策への具体的ニーズが示されている。

以上の結果、同じ少子化対策といつても、その内容により、効果は異なっている可能性があり、今後、さらに詳細な分析が必要である。この中で、第1次接近という限定的な結論ではあるが、各施策の効果は次のようにまとめることができよう。待機児童数を減らすような保育所整備を行うことは当該地域の女性労働率と出生率を高めると考えられる。また、女性労働率が高い地域で出生率は高いという関係が観察され、必ずしも女性労働率を高めることが出生率を引き下げるにはならない。これらの結果から、保育所整備を行うことで女性労働力を高め、出生率をも高める可能性があると言えよう。ただし、保育所整備は地価や住宅着工の伸び、そして成長力を必ずしも高めることには繋がっていない。

今回の分析は人口規模や産業構造などの地域特性を十分にコントロールしておらず、結果の頑健性は十分保証されたものとはなっていない。来年度の分析では、計量経済学手法を用いて、地域特性を十分に配慮し分析を行う予定である。

育児休業中と復職後の2時点におけるインタビュー調査の結果

夫婦のどちらかが育児休業から復職して1年未満の7組の夫婦にインタビュー調査を行った結果、次の点が見出された。

すなわち復職にともなって、夫婦それぞれの仕事状況を勘案しつつ、アンバランスにならないように家事・育児の分担の再調整がおこなわれている。家事・育児には、仕事との両立が相対的にやさしいものと難しいものとがあり、仕事との両立がやさしい家事・育児は仕事状況の厳しい者が担当し、仕事との両立が難しい家事・育児は仕事状況が相対的に厳しくない者が担当するよう、夫婦間配分がなされている。また仕事と家庭の両立がどの程度、うまくいっているかを示す指標である役割統合尺度を作成し、これを用いて検討したところ、保育所への満足、現在の職業への満足が、役割統合に影響していることが示された。

両立支援施策へのニーズとしては、(1) (突発的な残業にも対応可能な) 保育所の迎えの時間の柔軟性、(2) 病児保育、(3) 小学校入学後に放課後、子どもを安心して任せることのできる保育所のような場所、があげられた。また、育児休業取得者の代替要員について、(1) 代替要員を確保するのではなく仕事を外部化してしまったため、原職復帰ができない、(2) 代替要員確保のため、育児休業取得期間が希望通りにならない、などの問題点が見出された。

第2章 出生力に対する都道府県別寄与度に関する分析

佐々井 司

1. はじめに

全国の出生率は低下基調にあるが、地域別に見るとその変動傾向には地域差が観測される。全国の出生率変動は、各地域が一様に変化を遂げることによって起きているわけではなく、地域ごとの多様な出生水準とその変化パターンの総体として生じていると考えることができる。すなわち、全国を構成する地域の出生率の特徴を明確にすると同時に、各々の地域が全国に及ぼしている影響力の大きさを測ることによって、日本全体の出生率変化のメカニズムを立体的に捉えることができる。

本稿では、地域の出生行動の特徴を明確にしたうえで、全国の出生動向と各地域の出生動向との間にどのような関係があるのか、あるいは各地域の出生力が日本全国の出生力にどの程度影響を及ぼしているのかについて明らかにする。全国の出生率変動を、折しも次世代育成支援対策法が各自治体で実施されるにあたり、地域別の出生動向を考察し、その特徴を把握することは、基礎的資料を提供するという意味のいても有意義であると考える。

分析に際して、全国の出生率変動を地域間の出生力格差とそれぞれの地域の出生率が全国の出生率に対して寄与している程度に分解する作業をおこなう。全国の出生率、とりわけ合計特殊出生率に対する各都道府県のインパクトの規模およびパターンを明確にするため、都道府県における年齢別、出生順位別の出生率の全国出生率に対する寄与度・寄与率を計測し、それぞれの水準と変化パターンについて考察をおこなう。

2. 全国の合計特殊出生率の低下と、年齢別、パリティ別の寄与度・寄与率

全国の合計特殊出生率（以下 TFR と記す）は 1980 年代以降ほぼ一貫して低下基調にあるが、1980 年以降に TFR を低下させている年齢階級は 20 歳代であり、出生順位でみると 2 子目以上における低下が顕著となっている。

TFR 全体に対する寄与率が最も高い 20 歳代における出生率の低下が最も顕著であり、とりわけ 1980 年時点では TFR 全体に対する 50% 以上の寄与率を占めていた 25～29 歳は、2000 年に 36% にまで低下している。一方、その他の年齢階級における TFR 全体に占める寄与度は上昇しており、30～34 歳の出生率は 20 歳代後半の出生率を上回る勢いであるものの、総体的には 20 歳代における低下分を補うほどには他の年齢における出生率が上昇していない。（図 1）

出生順位別にみると、いずれのパリティも出生率低下に寄与しているが、第 1 子の低下は 1990 年以降収まったかに見えるが、2 子目以上のパリティにおいては以前低下が続いている。

いる。そのため、第1子出生の寄与率は1985年以降上昇しており、TFR全体に対するインパクトが最も大きくなっている。第2子の寄与率は1980年から、第3子の寄与率は1990年から低下しており、特に1990年からの第3子以上の寄与率低下が急速に進んでいる。(図2)

年齢別・出生順位別にみると、20歳代前半では1980年～90年の間に第1子出生の急速な低下が見られる。20歳代後半では1985年以降いずれの出生順位でも出生率の低下が起こっているが、特に第2子の出生率の低下が目立つ。この年齢においても第1子の出生率の低下は直線的に進行している。30歳代前半の出生率は漸増傾向にあるが、上昇の要因は第1出生にある。第2子以上の出生率はほとんど変化がなく、第3子目においては近年低下が始まったことで1995年～2000年に掛けての30～34歳の出生率は全体として低下している。30歳代後半においては各出生順位とも微増基調であるが、出生率全体に対するインパクトは大きくない。(図3)

出生順位別の出生率には、20歳代後半、および30歳代前半においてとりわけ特徴的な変化がみられ、これらの年齢階級における女子の出生行動が全国の出生力に大きなインパクトを及ぼしていることがわかる。

3. 都道府県別にみた全国TFRへの寄与度・寄与率

前節でみられるような全国の出生変動は、それを構成する各地域における多様な出生動向の総体として生じている。換言するなら、全国の出生率は47都道府県の人口分布、女子人口分布、あるいは有配偶者割合、有配偶出生率等の動向に影響を受け、それぞれの地域が全国の値に対してどれだけインパクトを与えていたのかによって左右される数値である。ここではまず、出生力を説明する代表的な指標である合計特殊出生率(TFR)を、地域別の出生要因と、それぞれの地域が全国に占める人口シェア(人口分布)要因に分解してみる。

まず、全国の合計特殊出生率と各地域の出生率との関係を以下に示す。

x 年における年齢階級 j の全国の出生率 F_{j^*} は以下のように表すことができる。

$$\begin{aligned} F_{j^*} &= B_{j^*} / P_{j^*} = \sum B_{ij^*} / P_{j^*} = \sum F_{ij^*} \cdot P_{ij^*} / P_{j^*} = \sum F_{ij^*} \cdot D_{ij^*} \\ &= \sum (\sum_k F_{ijk^*}) \cdot D_{ij^*} \end{aligned}$$

B_{j^*} : x 年において年齢階級 j の母親から生まれた全国の出生児数

P_{j^*} : x 年において年齢階級 j の全国の日本人女子人口

B_{ij^*} : x 年において年齢階級 j の母親から生まれた地域 i の出生児数

F_{ij^*} : x 年において年齢階級 j の地域 i の出生率